

石綿小体数値は問題としない

兵庫●石綿肺がん訴訟高裁でも勝訴、確定

「本件控訴を棄却する」との判決文が読み上げられた瞬間、大阪高裁74号法廷を埋め尽くした傍聴席を、「勝った」との声が笑顔とともにひろがった。アスベストにより肺がんを発症したが、国が労災と認めなかったため、労災不支給処分の取り消しを求め争っていた訴訟の大阪高裁判決が、3月22日に言い渡された。

◆訴訟の概要

港湾荷役において積荷の数量や状態を確認し証明する業務（検数業務）に、約20年間従事した英（はなぶさ）規雄さんは、200年1月10日に肺がんて亡くなられた。

神戸港は、日本でも有数の石綿を荷揚げする港で、日本の石綿輸入量が最大であった1976年には、全輸入量の約40%を神戸港が占めていた。石綿が入った袋は、神戸港に着くまでに手カギをかけて運ばれ、また輸送中の荷崩れによって破損するなど、石綿粉じんが大量に発生し飛散する状態であった。その袋を荷役作業員が手カギを用いて舁に移し、舁から沿岸に荷上げする作業において、検数員は常にその傍ら作業を行い、大量の石綿粉じんに曝露したのである。

英さんは、生前中に神戸東

労働基準監督署へ労災申請を行ったが、神戸東署は2006年7月10日に不支給処分を決定し、処分の不服を申し立てた兵庫労働者災害補償保険審査官は、同年12月20日に審査請求を棄却した。さらに、労働保険審査会も2008年7月30日に、請求を棄却したのであった。

国側が労災と認めなかった理由は、「肺内に蓄積された石綿小体が741本/gしかない」ということであった。

◆石綿肺がんの認定基準

石綿による肺がんの認定基準（2006年2月基準）は、①石綿肺、②胸膜プラーク+石綿曝露作業10年以上、③石綿小体又は石綿繊維+石綿曝露作業10年以上、④10年未満であっても胸膜プラーク又は一定量以上の石綿小体（5,000本以上）・石綿繊維（1 μ m500万本以上、5 μ m200万本以上）が認められるものは本省協議、の4項目が示されている。

ところが、厚生労働省は、2007年3月14日付で事務通達（支援団体では「裏通達」と呼んでいる）を發し、「石綿曝露作業10年以上であっても、石綿小体5,000本以上なければ不支給」とする運用を始めた。石綿曝露作業10年未満の人を救済する目的で設

けられた規定を、10年以上の労働者にも5,000本基準を求めるようになったため、石綿肺がんの認定基準のハードルが高く引き上げられてしまったのである。

アスベスト特有の中皮腫による死亡者数は、2011年度は1,258人となり、2006年度に初めて1000人を超えて以降、毎年増加し続けている。世界の医学界においては、「石綿肺がんは中皮腫の2倍」とのコンセンサスが確立しているが、日本では労災として認められている人数は中皮腫より少ないという傾向が続いている。その大きな原因が認定基準のハードルの高さにあると考えている。

◆地裁判決の内容

石綿肺がんの労災認定基準は、内外の知見を踏まえ、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める石綿曝露量があれば、石綿を原因とみなすとなっている。国は「石綿小体が741本/gしかない」との理由で、石綿が原因ではないと判断したわけであるが、逆に「石綿小体が741本/g」なら肺がんの発症リスクが2倍以下なのかということが、本裁判で争われたのであった。

神戸地裁は、本件の争点を、①業務起因性の判断基準及び②石綿曝露状況の2点であるとして判断を行った。まず、①に関しては、「リスクを2倍以上に高める石綿曝露の指針として、石綿曝露作業に10年以上従事した場合については、石綿曝露があったことの所見として肺組織内に石綿小体又は石綿繊維が存在すれば足り、その数量につい



ては要件としない」と判断した。さらに、「石綿小体数は業務起因性の判断基準ではなく、また仮に、石綿小体数を判断基準において考慮するとしても、クリソタイル（白石綿）曝露では妥当しないと解されている」との見解も示された。

次に、②に関しても、認定基準が定める石綿曝露作業に該当し、10年以上に渡り従事していることが認められると判断。そして、「本件処分は違法であり、取り消

しを免れない」と判断し、英さんが発症した肺がんを労災であると認めたのであった。

◆高裁で争われた点判決内容

国の控訴理由は、肺がんの発症危険度を2倍以上に高める石綿曝露があったことを認めるには、石綿曝露作業に10年以上従事し、かつ、5,000本以上の石綿小体の存在が必要であると主張したのである。しかも、曝露作業への従事期間よりも医学的所見が優先するとの主張であった。

大阪高裁の判決文は、全文でわずか10ページと短いものであった。まず、石綿曝露作業への従事期間が10年以上であることは、肺がんの発症リスクを2倍に高める指標とみなすことができるとの見解を示した。そして、「認定基準の『肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められること』という要件は、『肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められれば足り、その量的数値は問題としない。』という趣旨であると理解すべき」と述べ、地裁判決は間違っていないと判断したのである。

また、「裏通達」についても、「医学的知見に基づき示されたものではない」「合理性があるとは認めがたい」と、国に対して厳しい見解を示した。そのうえで、「原判決は相当である。」とし、「本件控訴は理由がないから棄却する」と判決した。

◆全国の訴訟への影響

現在、国による石綿肺がんの不支給処分取り消しを求める訴訟は、全国で7件争われている。今回の英裁判以外に、東京高裁

大阪高裁にて、父・英規雄のアスベスト肺がん労災の控訴審におきまして勝訴の判決をいただきました。皆様の力強いご支援があつての結果であり、遺族一同、心より感謝申し上げます。

大阪高裁でも、神戸地裁の一審同様、石綿小体5,000本の2007年通達は明確に否定されました。しかしながら、2012年の改正基準においてもこの点は改まっておらず、依然として肺がんの労災認定のハードルは高いものとなっていると認識しております。小体の認定は、被災者・

家族にとりましては、最後の救済の機会となることが多いと考えられます。曝露歴と組み合わせ石綿小体の量的数値を必要条件とする5,000本基準は必ず撤廃しなければいけません。今回の高裁判決が、この後の、同様の裁判での勝訴判決へとつながり、結果、国の労災認定が適切なものへと改善されることを願っております。今後とも皆様のご指導を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。



英 克希